

仕 様 書

- 1 業 務 名 岡山市立学校給食センターふきとり細菌検査業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 岡山市立岡山学校給食センター ほか（計7センター）
※詳しくは別紙「履行場所一覧」のとおり
- 3 履 行 期 限 令和9年3月31日（再検査も含む）
- 4 検 体 名 給食従事者手指・牛乳容器・バット・おかず椀・パン皿・丼・はし
以上7検体
※ただし、各センターの指示により検体に変更となる場合があるので柔軟に対応すること。
- 5 検査検体数 149検体以内（再検査含む）
※内訳 センター分：7検体×7センター×3回＝147検体
再検査分：2検体以内
- 6 業 務 内 容 検体に付着した①大腸菌群，②一般細菌，③黄色ブドウ球菌のふき取り
検査
 - 1) 年3回ふきとりを実施し、各回終了次第、検査結果を報告（陽性となった場合の再検査分を含む）すること。
 - 2) 各履行場所と日程、時間を調整後，訪問し、綿棒等で検体をふき取り、検査所まで搬送する。給食実施に影響がないよう、時間調整には特に（給食の実施日等にも）留意すること。
なお、岡山学校給食センターについては、8月から住所が変わるため、留意すること。（別紙参照）
 - 3) 検体に付着した①大腸菌群，②一般細菌，③黄色ブドウ球菌の検査を行うこと。
 - 4) 検査の結果陽性となった場合、直ちに履行場所及び岡山市教育委員会に報告し、岡山市教育委員会の指示を受けた後，速やかに再検査を実施すること。
- 7 完 了 報 告
各回とも、検査業務完了後、遅滞なく岡山市教育委員会に検査結果報告書を2部、完了報告書を1部提出すること。
- 8 支 払 い
 - 1) 代金は単価契約とし、契約単価（税抜き）に各期の実施検体数を乗じて得た金額に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）を支払うものとする。
 - 2) 各回の完了検査後、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 9 そ の 他
 - 1) 業務内容にかかる費用はすべて受託者（請負者）の負担とする。
 - 2) 本仕様書によるもののほか、岡山市教育委員会の指示を受けて誠実に行うこと。